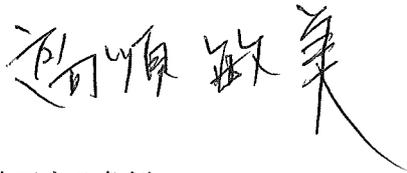


行方市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

行方市長



行方市条例第8号

行方市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

行方市中小企業事業資金融資あっせん条例(平成17年行方市条例第120号)の一部を次のように改正する。

第7条中「7年」を「10年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の行方市中小企業事業資金融資あっせん条例の規定は、施行の日以後に申込みのあった融資あっせんについて適用し、施行の前日に申込みのあった融資あっせんについては、なお従前の例による。